

東南アジア史学会会報 No. 32

昭和 55 年 3 月

御 挨 捶

会長 藤原 利一郎

この度はからずも私が中村孝志前会長のあとをうけ、東南アジア史学会の第8代会長の大任を仰せつかることになりました。

中村前会長が関西出身のはじめての会長として多彩な活動をされ、学会の発展につくされたことは御存知のことと思います。私は菲才・微力で、前会長のようなはたらきはできないとは思いますが、前会長の方針をうけつぎ、本学会の、そして日本の東南アジア研究の発展のため、及ばずながら努力してまいりたいと存じます。会員皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお私の会長在任中は、事務局は京都大学文学部東洋史研究室におかれますので、御意見や御要望はその方へお伝え下さるようお願い致します。

なお、下記の方々に新委員をお願い致しましたので、併せて御報告申しあげます。

第8期委員（敬称略）

生田 滋（編集、東京大会），池端 雪浦（中部地区），石井 米雄（関西例会），石沢 良昭（鹿児島大会），市川 健二郎（関東地区），伊東 照司（編集），伊東 隆夫（中国地区），植村 泰夫（庶務），荻原 弘明（鹿児島大会，九州地区），加藤 剛（会計），加納 啓良（関東地区），川本 邦衛（関東地区），桜井 由躬雄（会計），白鳥 芳郎（渉外），鈴木 恒之（関東例会），関本 照夫（関西地区），近森 正（関東地区），陳 荆和（香港地区），中村 孝志（会計監査、京都大会），永積 昭（関東例会），深見 純生（関西例会），藤沢 義美（東北地区），山本 達郎（渉外），吉川 利治（京都大会），和田 久徳（渉外）

会長選考経過報告

中村孝志会長の任期満了にともない、昭和 54 年 10 月に会長選挙管理委員会が発足しました。委員は、石沢良昭、植村泰夫、北原 淳、深見純生、吉川利治が会長より任命された。郵送によって会長候補者選考委員の投票が行われ、11月 22 日に開票された。その結果、石井米雄、白鳥芳郎、永積 昭、中村孝志、藤原利一郎、山本達郎、和田久徳の七氏が選考委員に選出された。

12月 8 日 京大会館において会長候補者選考委員会が開催され、藤原利一郎氏が第8期会長候補者に選出され、12月 8 日午後開催の東南アジア史学会総会において、会長に選出された。

（吉川 利治）

御 挨 捶

前会長 中村 孝志

二年前和田久徳先生の後をうけて、東南アジア史学会々長の重責を負わねばならなくなつた時、一時は全くどうしてよいか判りませんでしたが、幸に会員諸兄姉の御協力を得てまがりなりにも任期の二年を終え、今回新たに藤原利一郎会長にバトンをタッチすることができました。まがりなりにと申したのは、後期の大半は私の事故のため、石井米雄先生はじめ多くの方々に御迷惑をかけ、事務を代行していたゞき名前だけの会長であったわけで、この点全く恐縮に存じております。御承知のように新会長はベトナム史の大家として、温厚篤実な人格者であります。学会の新会長として誠によい方を迎えたと喜んでおります。

東南アジア史学会としましては永年の懸案であった会員名簿の整理も、吉川利治先生の御努力で片付き、会員諸兄姉の東南アジア著作論文目録も幸に刊行されました。今後これを利用することによって、諸兄姉が多くの便益を得ることは多大なものがあると信じて疑いません。

学会は今後、郵便料金の値上げ、印刷費の高騰など、多くの難問を抱えることは必至と思いますが、新会長を助けて会員諸兄姉の積極的な御協力を祈ってやみません。

会長退任にあたって一言御挨拶の言葉といたします。まことにありがとうございました。

東南アジア史学会第22回秋季研究大会報告

東南アジア史学会第22回秋季研究大会は昭和54年12月8日(土)・9日(日)の両日、京都大学に於いて開催されました。大会プログラムおよび報告要旨は以下の通りです。

12月8日 会場：京大会館

シンポジウム <東南アジア先史文化の流れ>

開催にあたって	白鳥芳郎
問題提起	小林和生
フィリピンにおける後期新石器文化—パラワン島タボン洞穴群の一事例—	青柳洋治
ポリネシア・アウトライアとラピタ土器文化	近森正

<特別講演>

阮述の『往津日記』について	陳荆和
Peasants resistance to the Spanish authorities in Negros Island, 1850-1898.	Leslie E. Bauzon.

12月9日 会場：楽友会館

シンポジウム <民族国家形成期の東南アジアとその植民地化>

問題提起	永積昭
第一セッション <民族国家成立過程における地方異質権力とのコンフリクト>	
アラウンパヤーとその競争者たち	鈴木中正
第一次イギリス・ビルマ戦争の原因をめぐって—ビルマ植民地化の一過程 (1824-1826)	渡辺佳成
1902年の三つの反パンコク反乱	石井米雄
第二セッション <植民地形成過程における伝統的権力とのコンフリクト>	
アチュー王国におけるオランダに対する反侵略戦争(1873-1912)	鈴木恒之
1885年ヴェトナム紳層による反仏抵抗について	桜井由躬雄
反金納税運動(1908)にみる西スマトラの民族主義運動	大木昌
総合討論：要約と司会	池端雪浦

＜シンポジウム報告要旨＞

フィリピンにおける後期新石器文化 —パラワン島タボン洞穴群の一事例—

青柳洋治

フィリピンにおける考古学的調査研究の基礎を築いたH.O. Beyerはフィリピンの新石器時代を石器特に石斧の形態分類から前・中・後三期に区分し、後期は方角石斧をその指標とし、擦り切り技

東南アジア史学会としましては永年の懸案であった会員名簿の整理も、吉川利治先生の御努力で片付き、会員諸兄姉の東南アジア著作論文目録も幸に刊行されました。今後これを利用することによって、諸兄姉が多くの便益を得ることは多大なものがあると信じて疑いません。

学会は今後、郵便料金の値上げ、印刷費の高騰など、多くの難問を抱えることは必至と思いますが、新会長を助けて会員諸兄姉の積極的な御協力を祈ってやみません。

会長退任にあたって一言御挨拶の言葉といたします。まことにありがとうございました。

東南アジア史学会第22回秋季研究大会報告

東南アジア史学会第22回秋季研究大会は昭和54年12月8日(土)・9日(日)の両日、京都大学に於いて開催されました。大会プログラムおよび報告要旨は以下の通りです。

12月8日 会場：京大会館

シンポジウム <東南アジア先史文化の流れ>

開催にあたって	白鳥芳郎
問題提起	小林和生
フィリピンにおける後期新石器文化—パラワン島タボン洞穴群の一事例—	青柳洋治
ポリネシア・アウトライアとラピタ土器文化	近森正

<特別講演>

阮述の『往津日記』について	陳荆和
Peasants resistance to the Spanish authorities in Negros Island, 1850-1898.	Leslie E. Bauzon.

12月9日 会場：楽友会館

シンポジウム <民族国家形成期の東南アジアとその植民地化>

問題提起	永積昭
第一セッション <民族国家成立過程における地方異質権力とのコンフリクト>	
アラウンパヤーとその競争者たち	鈴木中正
第一次イギリス・ビルマ戦争の原因をめぐって—ビルマ植民地化の一過程 (1824-1826)	渡辺佳成
1902年の三つの反パンコク反乱	石井米雄
第二セッション <植民地形成過程における伝統的権力とのコンフリクト>	
アチュー王国におけるオランダに対する反侵略戦争(1873-1912)	鈴木恒之
1885年ヴェトナム紳層による反仏抵抗について	桜井由躬雄
反金納税運動(1908)にみる西スマトラの民族主義運動	大木昌
総合討論：要約と司会	池端雪浦

＜シンポジウム報告要旨＞

フィリピンにおける後期新石器文化 —パラワン島タボン洞穴群の一事例—

青柳洋治

フィリピンにおける考古学的調査研究の基礎を築いたH.O. Beyerはフィリピンの新石器時代を石器特に石斧の形態分類から前・中・後三期に区分し、後期は方角石斧をその指標とし、擦り切り技

法、穿孔技法の発展によって特徴づけられる文化相を想定した。これらの技法は有段石斧を生み、硬玉ないし軟玉製の利器や装身具を発達させた。ルソン島中央部バタンガス地域出土の硬玉ないし軟玉製の有孔斧、腕輪、玦状石輪、錐、鑿などは後期新石器文化の特徴的な遺物である。またこの時期にインドシナ半島方面の青銅器文化がルソン島に波及していたことを、バタンガス地域出土の青銅製袋状斧及び槍先などを例示して言及している。

一方、フィリピンの新石器時代には土器は登場していないとし、土器の製法は鉄器時代に南方より移住してきたマレー系の人達によって鉄器の精鍊と鍛冶の技術、紡織の技術、ガラスの加工技術などと共に伝えられ、新文化即ち鉄器時代の文化が形成されたと想定した。

さて 1950 年以後 Beyer の研究成果を受け継いだ多くの研究者達、例えば、W.G. Solheim II, R.B. Fox, A.E. Evangelista らは Beyer 説を検討すべく調査活動を開始し Beyer の編年体系対してより科学的な裏付けもなされた反面、新たな見解も提示されるようになった。特にパラワン島におけるタボン洞穴群の組織的な発掘調査はこの地域における先史時代文化の流れに関して有力なる資料を提供した。特に甕棺複合に関連する遺物の出土状況は新石器時代から鉄器時代に至る流れ的一面を明らかにしている。タボン洞穴群遺跡の調査者である Fox は新石器時代を二期に区分し、土器の登場を以て後期新石器時代とし、金属器時代を初期と発展期に分け、鉄器文化の時代を発展期の金属器時代とし、青銅器が製作使用された時期を初期金属器時代と想定した。

今回はタボン洞穴群遺跡の甕棺複合に関連する遺物を具体的に紹介し、この地域における青銅器の出現前後の様相を検討してみたい。

問題提起

永積昭

本年大会には、恒例のシンポジウムのテーマとして、昨年の「植民地支配と東南アジアの経済的社會的変容（19世紀を中心として）」に続く時代を予定し、最初は「前期民族主義」というテーマが話題に上っていた。しかし、丁度適当な発表者達が日本を離れている等の理由で、このテーマは後日に譲ることとなり、結局プログラムにある通り、「民族国家形成期の東南アジアとその植民地化」ということに決定したのである。時代としては昨年度に続く 19-20 世紀の変り目を一応の目安としたが、必ずしもそれにこだわらず、1703 年から 1912 年までをカバーする 6 氏の多彩な発表を期待できることとなった。

1730 年にビルマに建設されたコンバウン朝は当時の東南アジアにおいて、現在の民族国家とはほぼ同じ領域を支配する唯一の国家であった様に見える。ベトナム黎朝、タイのアユタヤ朝は分裂または衰退し、島嶼部やヤマライ半島にはブギ族の移動が激しく、ジャワにはオランダの、ルソンにはスペインの侵略が進んでいた。1782 年のチャクリー朝、1802 年の阮朝成立によって、のちのヨーロッパ列強のインパクトを受ける大陸部の国家統一は一段落したわけである。そして全報告の下限である 1912 年には、タイを除く東南アジア全土は欧米の植民地となり終っていることを思えば、その変容がいかに急速であったかがわかる。

従ってこの過程は重なりつつ同時進行する二つのテーマから成る。東南アジアの権力者は領土を支配せず、人民を支配しており、これが欧米列強の領土蚕食を容易にすると共に、地方のまたは異分子の、中央政府に対する抵抗を招いた。この様な抵抗運動の主体は、世俗権力に対する宗教指導者（アチャの場合）、慣習法首長（西スマトラの場合）、村落内統治機構たる文紳層（ベトナムの場合）など、状況に応じて多様な変化を見せるのである。

アラウンパヤーとその競争者たち

鈴木中正

私は清緬戦争に関する研究を進める過程で清側史料の中にコンバウン朝成立期の事情に関する重要な

法、穿孔技法の発展によって特徴づけられる文化相を想定した。これらの技法は有段石斧を生み、硬玉ないし軟玉製の利器や装身具を発達させた。ルソン島中央部バタンガス地域出土の硬玉ないし軟玉製の有孔斧、腕輪、玦状石輪、錐、鑿などは後期新石器文化の特徴的な遺物である。またこの時期にインドシナ半島方面の青銅器文化がルソン島に波及していたことを、バタンガス地域出土の青銅製袋状斧及び槍先などを例示して言及している。

一方、フィリピンの新石器時代には土器は登場していないとし、土器の製法は鉄器時代に南方より移住してきたマレー系の人達によって鉄器の精鍊と鍛冶の技術、紡織の技術、ガラスの加工技術などと共に伝えられ、新文化即ち鉄器時代の文化が形成されたと想定した。

さて 1950 年以後 Beyer の研究成果を受け継いだ多くの研究者達、例えば、W.G. Solheim II, R.B. Fox, A.E. Evangelista らは Beyer 説を検討すべく調査活動を開始し Beyer の編年体系対してより科学的な裏付けもなされた反面、新たな見解も提示されるようになった。特にパラワン島におけるタボン洞穴群の組織的な発掘調査はこの地域における先史時代文化の流れに関して有力なる資料を提供した。特に甕棺複合に関連する遺物の出土状況は新石器時代から鉄器時代に至る流れ的一面を明らかにしている。タボン洞穴群遺跡の調査者である Fox は新石器時代を二期に区分し、土器の登場を以て後期新石器時代とし、金属器時代を初期と発展期に分け、鉄器文化の時代を発展期の金属器時代とし、青銅器が製作使用された時期を初期金属器時代と想定した。

今回はタボン洞穴群遺跡の甕棺複合に関連する遺物を具体的に紹介し、この地域における青銅器の出現前後の様相を検討してみたい。

問題提起

永積昭

本年大会には、恒例のシンポジウムのテーマとして、昨年の「植民地支配と東南アジアの経済的社會的変容（19世紀を中心として）」に続く時代を予定し、最初は「前期民族主義」というテーマが話題に上っていた。しかし、丁度適当な発表者達が日本を離れている等の理由で、このテーマは後日に譲ることとなり、結局プログラムにある通り、「民族国家形成期の東南アジアとその植民地化」ということに決定したのである。時代としては昨年度に続く 19-20 世紀の変り目を一応の目安としたが、必ずしもそれにこだわらず、1703 年から 1912 年までをカバーする 6 氏の多彩な発表を期待できることとなった。

1730 年にビルマに建設されたコンバウン朝は当時の東南アジアにおいて、現在の民族国家とはほぼ同じ領域を支配する唯一の国家であった様に見える。ベトナム黎朝、タイのアユタヤ朝は分裂または衰退し、島嶼部やヤマライ半島にはブギ族の移動が激しく、ジャワにはオランダの、ルソンにはスペインの侵略が進んでいた。1782 年のチャクリー朝、1802 年の阮朝成立によって、のちのヨーロッパ列強のインパクトを受ける大陸部の国家統一は一段落したわけである。そして全報告の下限である 1912 年には、タイを除く東南アジア全土は欧米の植民地となり終っていることを思えば、その変容がいかに急速であったかがわかる。

従ってこの過程は重なりつつ同時進行する二つのテーマから成る。東南アジアの権力者は領土を支配せず、人民を支配しており、これが欧米列強の領土蚕食を容易にすると共に、地方のまたは異分子の、中央政府に対する抵抗を招いた。この様な抵抗運動の主体は、世俗権力に対する宗教指導者（アーチェの場合）、慣習法首長（西スマトラの場合）、村落内統治機構たる文紳層（ベトナムの場合）など、状況に応じて多様な変化を見せるのである。

アラウンパヤーとその競争者たち

鈴木中正

私は清緬戦争に関する研究を進める過程で清側史料の中にコンバウン朝成立期の事情に関する重要な

法、穿孔技法の発展によって特徴づけられる文化相を想定した。これらの技法は有段石斧を生み、硬玉ないし軟玉製の利器や装身具を発達させた。ルソン島中央部バタンガス地域出土の硬玉ないし軟玉製の有孔斧、腕輪、玦状石輪、錐、鑿などは後期新石器文化の特徴的な遺物である。またこの時期にインドシナ半島方面の青銅器文化がルソン島に波及していたことを、バタンガス地域出土の青銅製袋状斧及び槍先などを例示して言及している。

一方、フィリピンの新石器時代には土器は登場していないとし、土器の製法は鉄器時代に南方より移住してきたマレー系の人達によって鉄器の精鍊と鍛冶の技術、紡織の技術、ガラスの加工技術などと共に伝えられ、新文化即ち鉄器時代の文化が形成されたと想定した。

さて 1950 年以後 Beyer の研究成果を受け継いだ多くの研究者達、例えば、W.G. Solheim II, R.B. Fox, A.E. Evangelista らは Beyer 説を検討すべく調査活動を開始し Beyer の編年体系対してより科学的な裏付けもなされた反面、新たな見解も提示されるようになった。特にパラワン島におけるタボン洞穴群の組織的な発掘調査はこの地域における先史時代文化の流れに関して有力なる資料を提供した。特に甕棺複合に関連する遺物の出土状況は新石器時代から鉄器時代に至る流れ的一面を明らかにしている。タボン洞穴群遺跡の調査者である Fox は新石器時代を二期に区分し、土器の登場を以て後期新石器時代とし、金属器時代を初期と発展期に分け、鉄器文化の時代を発展期の金属器時代とし、青銅器が製作使用された時期を初期金属器時代と想定した。

今回はタボン洞穴群遺跡の甕棺複合に関連する遺物を具体的に紹介し、この地域における青銅器の出現前後の様相を検討してみたい。

問題提起

永積昭

本年大会には、恒例のシンポジウムのテーマとして、昨年の「植民地支配と東南アジアの経済的社會的変容（19世紀を中心として）」に続く時代を予定し、最初は「前期民族主義」というテーマが話題に上っていた。しかし、丁度適当な発表者達が日本を離れている等の理由で、このテーマは後日に譲ることとなり、結局プログラムにある通り、「民族国家形成期の東南アジアとその植民地化」ということに決定したのである。時代としては昨年度に続く 19-20 世紀の変り目を一応の目安としたが、必ずしもそれにこだわらず、1703 年から 1912 年までをカバーする 6 氏の多彩な発表を期待できることとなった。

1730 年にビルマに建設されたコンバウン朝は当時の東南アジアにおいて、現在の民族国家とはほぼ同じ領域を支配する唯一の国家であった様に見える。ベトナム黎朝、タイのアユタヤ朝は分裂または衰退し、島嶼部やヤマライ半島にはブギ族の移動が激しく、ジャワにはオランダの、ルソンにはスペインの侵略が進んでいた。1782 年のチャクリー朝、1802 年の阮朝成立によって、のちのヨーロッパ列強のインパクトを受ける大陸部の国家統一は一段落したわけである。そして全報告の下限である 1912 年には、タイを除く東南アジア全土は欧米の植民地となり終っていることを思えば、その変容がいかに急速であったかがわかる。

従ってこの過程は重なりつつ同時進行する二つのテーマから成る。東南アジアの権力者は領土を支配せず、人民を支配しており、これが欧米列強の領土蚕食を容易にすると共に、地方のまたは異分子の、中央政府に対する抵抗を招いた。この様な抵抗運動の主体は、世俗権力に対する宗教指導者（アーチェの場合）、慣習法首長（西スマトラの場合）、村落内統治機構たる文紳層（ベトナムの場合）など、状況に応じて多様な変化を見せるのである。

アラウンパヤーとその競争者たち

鈴木中正

私は清緬戦争に関する研究を進める過程で清側史料の中にコンバウン朝成立期の事情に関する重要な

な記述の存することを発見した。その主なものは礼親王昭樞の嘯亭雑録（巻4）「緬甸帰誠本末」、漁繁（巻8ノ7）所収「白古外紀」である。これらは史料として高い可信性をもつが文面に現われる人名や地名をビルマ側史料と対比して考証しなければならない。こうした操作をへた結果明らかにされる所によると、コンバウン朝成立の事情は従来説かれた所とはかなり異ったものとなる。

後期トンゲー王朝の末期に諸矛盾が深刻化しアワ政権の衰微する中で、1730年代からマニプル人のアワ地区への侵寇が激化し、1740年下ビルマのペグーに反乱が起り、同じ年上ビルマのマンダレー県のマダヤ地区にも反乱が起り、南北からアワ政権を挾撃し、ペグーからの進攻軍が1752年アワを占領してトンゲー朝を倒した。ここでアワ西北方のシュエボ村を基地とするアラウンパヤーのビルマ人勢力が登場し、1753年末アワからペグー軍を駆逐し新政権を樹立する。

ところでペグーとマダヤの反乱勢力の実体をみると、前者は宗教反乱で、トンゲー王朝の王族の一人を指導者としたが、その支持者の中核をなしたのはペグー附近に定住し主に農業に従事した華僑であり（モン人の一部も反乱に加わったであろうが）、後者の指導者は明末桂王（永暦帝）に従ってビルマに亡命した明人の子孫宮裡雁で、その支持者は一部のモン人の外、この地方に定住した亡命中国人の子孫及びシャンのセンウイ邦の銀山波竜廠の中国人労働者であった。

清中期の平和な時代にビルマに移住した多数の華僑は商業（主に棉花買付け）や鉱山の採掘に従事したが、比較的に強い結束力をもったらしいからアラウンパヤーに対して恐るべき脅威を与えたが、新興ビルマ人の凄じい精力には抗しえなかっただし、清朝政権は国外華僑の政治運動に対しては全く無関心、拒否的であった。

第一次英緬戦争（1824-26）の原因をめぐって —ビルマ植民地化の一過程—

渡辺佳成

18世紀末から19世紀前半にかけて膨張しつつあったコンバウン朝は、1785年にはアラカンを、1819年にはマニプールを、1821年にはアッサムをそれぞれ征服し、周辺の国家（土侯国）を次々とその支配下に収めていった。これをコンバウン朝初期の对外戦争と比べてみると、一つの大きな違いがそこに存在することがわかる。すなわち、初期においては、征服しても金銀財宝を奪って帰るという一時支配的な略奪戦争であったのに対して、この時期になると、軍隊をそのまま駐屯させ、さらに地方官を派遣して統治させるという永久支配を意図するものに変化していく。しかしながら、こうした政策は、ビルマ族による支配に対するそれぞれの少数民族の抵抗、とりわけ、その支配について自らの地位・権益を奪われた各土侯層・部族長の抵抗と直面することになる。

こうした土侯層が抵抗の根拠地を隣接する英領インドに置き、さらにはベンガル評議会の援助を求める事によって、イギリス＝ビルマの関係は尖鋭化していくのであった。ベルガン評議会は、当初においては関係修復に努めるが、1820年代以降、インド・ヨーロッパの状勢の変化の中で、ビルマ勢力の伸長に脅威を感じると同時に、これを東方進出の絶好の好機としてとらえ、戦争へと突入していくのであった。

本報告では、以上のような経過を英文史料を主として辿りながら、コンバウン王朝の勢力伸長とそれに対する各少数民族の抵抗が如何なるものであったのか、こうした状況にベンガル評議会がどのように対処していったのかを検討し、ビルマにおけるビルマ族と他の少数民族の関係（抗争）というビルマ史において常に念頭に置かなければならない観点から第一次英緬戦争を考えてみたい。

「1902年の三つの反バンコク叛乱」

石井米雄

1901年末から翌2年の半ばにかけて、南タイ・マレー系七州、北タイのプレー州、および東北タイのメコン沿岸諸州において叛乱事件（Khabet）が発生した。砲艦の急派と首謀者の逮捕によっ

な記述の存することを発見した。その主なものは礼親王昭樞の嘯亭雑録（巻4）「緬甸帰誠本末」、漁繁（巻8ノ7）所収「白古外紀」である。これらは史料として高い可信性をもつが文面に現われる人名や地名をビルマ側史料と対比して考証しなければならない。こうした操作をへた結果明らかにされる所によると、コンバウン朝成立の事情は従来説かれた所とはかなり異ったものとなる。

後期トンゲー王朝の末期に諸矛盾が深刻化しアワ政権の衰微する中で、1730年代からマニプル人のアワ地区への侵寇が激化し、1740年下ビルマのペグーに反乱が起り、同じ年上ビルマのマンダレー県のマダヤ地区にも反乱が起り、南北からアワ政権を挾撃し、ペグーからの進攻軍が1752年アワを占領してトンゲー朝を倒した。ここでアワ西北方のシュエボ村を基地とするアラウンパヤーのビルマ人勢力が登場し、1753年末アワからペグー軍を駆逐し新政権を樹立する。

ところでペグーとマダヤの反乱勢力の実体をみると、前者は宗教反乱で、トンゲー王朝の王族の一人を指導者としたが、その支持者の中核をなしたのはペグー附近に定住し主に農業に従事した華僑であり（モン人の一部も反乱に加わったであろうが）、後者の指導者は明末桂王（永暦帝）に従ってビルマに亡命した明人の子孫宮裡雁で、その支持者は一部のモン人の外、この地方に定住した亡命中国人の子孫及びシャンのセンウイ邦の銀山波竜廠の中国人労働者であった。

清中期の平和な時代にビルマに移住した多数の華僑は商業（主に棉花買付け）や鉱山の採掘に従事したが、比較的に強い結束力をもったらしいからアラウンパヤーに対して恐るべき脅威を与えたが、新興ビルマ人の凄じい精力には抗しえなかっただし、清朝政権は国外華僑の政治運動に対しては全く無関心、拒否的であった。

第一次英緬戦争（1824-26）の原因をめぐって —ビルマ植民地化の一過程—

渡辺佳成

18世紀末から19世紀前半にかけて膨張しつつあったコンバウン朝は、1785年にはアラカンを、1819年にはマニプールを、1821年にはアッサムをそれぞれ征服し、周辺の国家（土侯国）を次々とその支配下に収めていった。これをコンバウン朝初期の对外戦争と比べてみると、一つの大きな違いがそこに存在することがわかる。すなわち、初期においては、征服しても金銀財宝を奪って帰るという一時支配的な略奪戦争であったのに対して、この時期になると、軍隊をそのまま駐屯させ、さらに地方官を派遣して統治させるという永久支配を意図するものに変化していく。しかしながら、こうした政策は、ビルマ族による支配に対するそれぞれの少数民族の抵抗、とりわけ、その支配について自らの地位・権益を奪われた各土侯層・部族長の抵抗と直面することになる。

こうした土侯層が抵抗の根拠地を隣接する英領インドに置き、さらにはベンガル評議会の援助を求める事によって、イギリス＝ビルマの関係は尖鋭化していくのであった。ベルガン評議会は、当初においては関係修復に努めるが、1820年代以降、インド・ヨーロッパの状勢の変化の中で、ビルマ勢力の伸長に脅威を感じると同時に、これを東方進出の絶好の好機としてとらえ、戦争へと突入していくのであった。

本報告では、以上のような経過を英文史料を主として辿りながら、コンバウン王朝の勢力伸長とそれに対する各少数民族の抵抗が如何なるものであったのか、こうした状況にベンガル評議会がどのように対処していったのかを検討し、ビルマにおけるビルマ族と他の少数民族の関係（抗争）というビルマ史において常に念頭に置かなければならない観点から第一次英緬戦争を考えてみたい。

「1902年の三つの反バンコク叛乱」

石井米雄

1901年末から翌2年の半ばにかけて、南タイ・マレー系七州、北タイのプレー州、および東北タイのメコン沿岸諸州において叛乱事件（Khabet）が発生した。砲艦の急派と首謀者の逮捕によっ

な記述の存することを発見した。その主なものは礼親王昭樞の嘯亭雑録（巻4）「緬甸帰誠本末」、漁繁（巻8ノ7）所収「白古外紀」である。これらは史料として高い可信性をもつが文面に現われる人名や地名をビルマ側史料と対比して考証しなければならない。こうした操作をへた結果明らかにされる所によると、コンバウン朝成立の事情は従来説かれた所とはかなり異ったものとなる。

後期トンゲー王朝の末期に諸矛盾が深刻化しアワ政権の衰微する中で、1730年代からマニプル人のアワ地区への侵寇が激化し、1740年下ビルマのペグーに反乱が起り、同じ年上ビルマのマンダレー県のマダヤ地区にも反乱が起り、南北からアワ政権を挾撃し、ペグーからの進攻軍が1752年アワを占領してトンゲー朝を倒した。ここでアワ西北方のシュエボ村を基地とするアラウンパヤーのビルマ人勢力が登場し、1753年末アワからペグー軍を駆逐し新政権を樹立する。

ところでペグーとマダヤの反乱勢力の実体をみると、前者は宗教反乱で、トンゲー王朝の王族の一人を指導者としたが、その支持者の中核をなしたのはペグー附近に定住し主に農業に従事した華僑であり（モン人の一部も反乱に加わったであろうが）、後者の指導者は明末桂王（永暦帝）に従ってビルマに亡命した明人の子孫宮裡雁で、その支持者は一部のモン人の外、この地方に定住した亡命中国人の子孫及びシャンのセンウイ邦の銀山波竜廠の中国人労働者であった。

清中期の平和な時代にビルマに移住した多数の華僑は商業（主に棉花買付け）や鉱山の採掘に従事したが、比較的に強い結束力をもったらしいからアラウンパヤーに対して恐るべき脅威を与えたが、新興ビルマ人の凄じい精力には抗しえなかっただし、清朝政権は国外華僑の政治運動に対しては全く無関心、拒否的であった。

第一次英緬戦争（1824-26）の原因をめぐって —ビルマ植民地化の一過程—

渡辺佳成

18世紀末から19世紀前半にかけて膨張しつつあったコンバウン朝は、1785年にはアラカンを、1819年にはマニプールを、1821年にはアッサムをそれぞれ征服し、周辺の国家（土侯国）を次々とその支配下に収めていった。これをコンバウン朝初期の对外戦争と比べてみると、一つの大きな違いがそこに存在することがわかる。すなわち、初期においては、征服しても金銀財宝を奪って帰るという一時支配的な略奪戦争であったのに対して、この時期になると、軍隊をそのまま駐屯させ、さらに地方官を派遣して統治させるという永久支配を意図するものに変化していく。しかしながら、こうした政策は、ビルマ族による支配に対するそれぞれの少数民族の抵抗、とりわけ、その支配について自らの地位・権益を奪われた各土侯層・部族長の抵抗と直面することになる。

こうした土侯層が抵抗の根拠地を隣接する英領インドに置き、さらにはベンガル評議会の援助を求める事によって、イギリス＝ビルマの関係は尖鋭化していくのであった。ベルガン評議会は、当初においては関係修復に努めるが、1820年代以降、インド・ヨーロッパの状勢の変化の中で、ビルマ勢力の伸長に脅威を感じると同時に、これを東方進出の絶好の機会としてとらえ、戦争へと突入していくのであった。

本報告では、以上のような経過を英文史料を主として辿りながら、コンバウン王朝の勢力伸長とそれに対する各少数民族の抵抗が如何なるものであったのか、こうした状況にベンガル評議会がどのように対処していったのかを検討し、ビルマにおけるビルマ族と他の少数民族の関係（抗争）というビルマ史において常に念頭に置かなければならない観点から第一次英緬戦争を考えてみたい。

「1902年の三つの反バンコク叛乱」

石井米雄

1901年末から翌2年の半ばにかけて、南タイ・マレー系七州、北タイのプレー州、および東北タイのメコン沿岸諸州において叛乱事件（Khabet）が発生した。砲艦の急派と首謀者の逮捕によっ

て未前に鎮圧された南タイのケース、鎮圧のため正規軍の動員を必要とし、数百人の死傷者を出すに至った東北タイの事例など、叛乱の規模。態様は一様ではないが、いずれも叛乱の主体が非タイ系民族（マレー人、シャン人、ラーオ人）であることに共通した特徴が見られる。しかも叛乱の怨嗟は、もっぱらバンコクから派遣されていたシャム人官吏に向けられていたのである。

1897年の「地方行政法」に象徴されるバンコク王朝の中央集権体制は、それまで大巾な自治を享受していた旧朝貢国の伝統的自治権を奪おうとするものであった。集権的徵税機構の導人は、伝統的支配層の財政的基盤を破壊し、「地方行政法」の施行は、在地役人の既得収益を奪い、生活権をおびやかした。さらに中央派遣の官吏による権限の乱用と、異民族蔑視は、非タイ系住民の窮屈化をもたらした。

マレー人土侯の不服従、シャン人匪賊の侵掠、千年王国論を背景とする狂信的農民運動とその発現の形態は多様であるにもかかわらず、これら三つの同時発生の叛乱は、シャム人を中心とする民族国家建設の動きに対し辺境の異民族が行った拒否の意志表示であったととらえることが出来よう。いづれの場合も、伝統的支配層が指導的役割を果しているのは、新体制によって侵された既得権益の擁護ないし回復を目指したものと解釈される。これに対して、叛乱の主体を形成した農民は、中央集権化によって搾取がさらに強化され、生活の困窮度が増したことに対する不満を暴力的に表現したものと考えられる。

この三つの叛乱の鎮圧に成功したバンコク政府は、さらに地方行政の集権化を強め、「テーサーピバーン体制」と呼ばれる統治体制を完成させたのである。

1873年から1912年のアチエー王国における オランダに対する反侵略戦争

鈴木恒之

19世紀末期から20世紀初頭にかけて、インドネシアの外島各地域はオランダの最終的植民地侵略を受け、それらのいくつかの地域では住民が激しい反侵略闘争をもってこれに応えた。スマトラ北端のアチエー王国において展開された、通称アチエー戦争（1873-1912）もその一つである。

このアチエー戦争は住民の抵抗の内容から二つの時期に大別できる。その第一期（1873-1880）においては、スルタン及びそれを支える一部の伝統的領主（ウレッバラン）層によって抵抗が指導され、その抵抗理念はこれら領主層の権力基盤であるスルタン制、つまりアダットの護持にあったと考えられる。しかし彼らの抵抗は広範な農民大衆の支持を得られないままに、1878年にはほとんど停止してしまった。

これに対し第二の時期（1881年以降）になると、テゥンク・ディ・ティロラ宗教指導者（ウラマー）層が抵抗の主導権を握り、「聖戦」を唱えて農民層をゲリラ隊に組織し、積極的な攻撃をオランダ軍に加えるに至った。さらに抵抗に消極的な故に威信を低下させたウレッバラン層から世俗的権力を奪取しようとしたテック。ウマルラが組織したゲリラ部隊もこの抵抗に有力な戦力を提供した。

この時期、宗教指導者が聖戦の遂行を唱える中で、神の教えの遵守によるイスラム共同体の理想像を提示したことによって、この戦争は反侵略戦争であると同時に、宗教改革さらには社会・政治改革運動の性格をも有した。しかしその内容は旧社会体制内における宗教すなわち宗教指導者の優位性を確立しようとしたものに留まり、それすらもオランダとの戦いが主要な課題であった状況下においては、十分に展開されることとは不可能であった。

1885年ベトナム文紳層の対仏反乱について

桜井由躬雄

1885年の天津協約により清仏戦争が終結するや、越南帝国はフランス資本の前にその無防備な姿を曝けだしたかにみえた。K・マルクスは1853年、開国により古き伝統国家は「ミイラが新鮮な空

て未前に鎮圧された南タイのケース、鎮圧のため正規軍の動員を必要とし、数百人の死傷者を出すに至った東北タイの事例など、叛乱の規模。態様は一様ではないが、いずれも叛乱の主体が非タイ系民族（マレー人、シャン人、ラーオ人）であることに共通した特徴が見られる。しかも叛乱の怨嗟は、もっぱらバンコクから派遣されていたシャム人官吏に向けられていたのである。

1897年の「地方行政法」に象徴されるバンコク王朝の中央集権体制は、それまで大巾な自治を享受していた旧朝貢国の伝統的自治権を奪おうとするものであった。集権的徵税機構の導人は、伝統的支配層の財政的基盤を破壊し、「地方行政法」の施行は、在地役人の既得収益を奪い、生活権をおびやかした。さらに中央派遣の官吏による権限の乱用と、異民族蔑視は、非タイ系住民の窮屈化をもたらした。

マレー人土侯の不服従、シャン人匪賊の侵掠、千年王国論を背景とする狂信的農民運動とその発現の形態は多様であるにもかかわらず、これら三つの同時発生の叛乱は、シャム人を中心とする民族国家建設の動きに対し辺境の異民族が行った拒否の意志表示であったととらえることが出来よう。いづれの場合も、伝統的支配層が指導的役割を果しているのは、新体制によって侵された既得権益の擁護ないし回復を目指したものと解釈される。これに対して、叛乱の主体を形成した農民は、中央集権化によって搾取がさらに強化され、生活の困窮度が増したことに対する不満を暴力的に表現したものと考えられる。

この三つの叛乱の鎮圧に成功したバンコク政府は、さらに地方行政の集権化を進め、「テーサーピバーン体制」と呼ばれる統治体制を完成させたのである。

1873年から1912年のアチエー王国における オランダに対する反侵略戦争

鈴木恒之

19世紀末期から20世紀初頭にかけて、インドネシアの外島各地域はオランダの最終的植民地侵略を受け、それらのいくつかの地域では住民が激しい反侵略闘争をもってこれに応えた。スマトラ北端のアチエー王国において展開された、通称アチエー戦争（1873-1912）もその一つである。

このアチエー戦争は住民の抵抗の内容から二つの時期に大別できる。その第一期（1873-1880）においては、スルタン及びそれを支える一部の伝統的領主（ウレッバラン）層によって抵抗が指導され、その抵抗理念はこれら領主層の権力基盤であるスルタン制、つまりアダットの護持にあったと考えられる。しかし彼らの抵抗は広範な農民大衆の支持を得られないままに、1878年にはほとんど停止してしまった。

これに対し第二の時期（1881年以降）になると、テゥンク・ディ・ティロラ宗教指導者（ウラマー）層が抵抗の主導権を握り、「聖戦」を唱えて農民層をゲリラ隊に組織し、積極的な攻撃をオランダ軍に加えるに至った。さらに抵抗に消極的な故に威信を低下させたウレッバラン層から世俗的権力を奪取しようとしたテック。ウマルラが組織したゲリラ部隊もこの抵抗に有力な戦力を提供した。

この時期、宗教指導者が聖戦の遂行を唱える中で、神の教えの遵守によるイスラム共同体の理想像を提示したことによって、この戦争は反侵略戦争であると同時に、宗教改革さらには社会・政治改革運動の性格をも有した。しかしその内容は旧社会体制内における宗教すなわち宗教指導者の優位性を確立しようとしたものに留まり、それすらもオランダとの戦いが主要な課題であった状況下においては、十分に展開されることとは不可能であった。

1885年ベトナム文紳層の対仏反乱について

桜井由躬雄

1885年の天津協約により清仏戦争が終結するや、越南帝国はフランス資本の前にその無防備な姿を曝けだしたかにみえた。K・マルクスは1853年、開国により古き伝統国家は「ミイラが新鮮な空

気に触れるや否や崩壊する程の確実性」で崩壊すると予言した。

しかしフランスは予想だにしないベトナム内部からの伝統的価値観に基く抵抗に直面しなければならなかつた。いわゆる文紳 (Van Than-Scholar Gentry) の起義である。この評価について、ベトナムに固有に存在する伝統的民族主義によって理解しようとする J. シュノー、また東アジアに固有な儒教精神—知識人の生きざまとして考えようとする D. マーの意見があるが、いずれも上部構造によってしか把握しようとしている。

本シンポジウムに於て論者はこの起義の指導層であった文紳層に焦点をあて、中部・北部の伝統的村落共同体の構造の分析から、(1) 安定的な生産を有する封建小農集団、(2) その組織一村落内統治機構としての文紳集団、(3) 文紳集団への権威付与機構としての国家を想定する。次にその対立要因としての(1) 流民層の併存の必然性、(2) その組織化の正統性としての黎朝遺胤伝説・キリスト教、(3) 流民層による反国家運動を概説する。こうした下部階層内部での対立は、國家の軍事力の補助・代替としての文紳の武装化を招く。この過程を(1) 反匪賊への村落自衛、(2) 反キリスト教への積極攻撃としてまとめられよう。

この状況へのフランスのベトナム侵略は(1) 国家軍事力による生産安定機能の喪失、(2) 文紳への権威付与機能の崩壊として現われる。これは即、村落秩序の崩壊、安定的生産への打撃として現われる。ここに自衛組織を有する文紳層の理念的には国家防衛—現実には村落防衛の反乱が生ずる。

しかしそれは同時に、生産安定が保証されるや大量の回頭一転向状況を生みだす。論者は 1887 年以降の状況から、生産村落の起義の短期性と、非生産的な匪賊層の起義の長期性との対比を分析する。

中越戦争・第三次インドシナ戦争の勃発を経た今日、バンドン会議以来のてばなしの民族運動研究、なかんづく理念的には相対立するものであった民族主義と社会主義との安易な融合を前提とする諸研究は、すでにその歴史的な使命を終っているとはいえないだろうか。再び古い下部構造分析の方法論が新しい皮袋につつまれなければなるまい。

西スマトラにおける反金納税運動 (1908)

大木 昌

この報告で扱われる反金納税運動とは、1847 年以来西スマトラ地方に適用されていたコーヒーの「強制栽培制度」に代わって現金による所得税の導入に対して立ち上った反オランダ蜂起を示す。この蜂起は西スマトラのほぼ全域を巻き込んだ、植民地期を通じて西スマトラ最大規模の反オランダ蜂起である。この蜂起の原因を全納税に対する拒否という側面だけから理解することはできない。なぜなら、新たな所得税の率は 2 パーセントに過ぎず、これは実質的に「強制栽培制度」の負担よりも軽かったからである。さらに、当時ジャワその他の地域に導入されていた税率は西スマトラよりはるかに高かったにもかかわらず、それら地域で西スマトラにおけるような激しい反乱が起らなかったことも経済的原因だけからは説明できない。反金納税運動の動因を探り、その歴史的意義を評価するためには、蜂起の特徴をやや詳しく調べてみる必要がある。

この報告は蜂起の特徴のうち、(1) 蜂起が慣習法首長 (プンフル) の指導のもとに村落ごとに組織された点、(2) 住民の攻撃はオランダ人に対してだけでなく原地人植民地官僚に対しても向けられた点に注目して上記の問題を検討する。後者の特徴から、この蜂起がオランダの植民地体制の総体に対する抵抗運動であったことは充分理解できるが、それとは別に、何故慣習法首長 (「伝統的権威」) がリーダーシップをとり得たのか、という点に蜂起のもう一つの重要な動因と歴史的意義が存すると考える。植民地期インドネシアの他の地域におけるよりも相対的に村落自治が守られてきた西スマトラにおいて、金納税の導入は植民地権力の村落自治に対する重大な脅威として一般住民、特に慣習法首長たちに受け止められたのではないだろうか。蜂起は銃により鎮圧され、社会のリーダーシップはその後新しい植民地エリートへ移行していく。

気に触れるや否や崩壊する程の確実性」で崩壊すると予言した。

しかしフランスは予想だにしないベトナム内部からの伝統的価値観に基く抵抗に直面しなければならなかつた。いわゆる文紳 (Van Than-Scholar Gentry) の起義である。この評価について、ベトナムに固有に存在する伝統的民族主義によって理解しようとする J. シュノー、また東アジアに固有な儒教精神—知識人の生きざまとして考えようとする D. マーの意見があるが、いずれも上部構造によってしか把握しようとしている。

本シンポジウムに於て論者はこの起義の指導層であった文紳層に焦点をあて、中部・北部の伝統的村落共同体の構造の分析から、(1) 安定的な生産を有する封建小農集団、(2) その組織一村落内統治機構としての文紳集団、(3) 文紳集団への権威付与機構としての国家を想定する。次にその対立要因としての(1) 流民層の併存の必然性、(2) その組織化の正統性としての黎朝遺胤伝説・キリスト教、(3) 流民層による反国家運動を概説する。こうした下部階層内部での対立は、国家の軍事力の補助・代替としての文紳の武装化を招く。この過程を(1) 反匪賊への村落自衛、(2) 反キリスト教への積極攻撃としてまとめられよう。

この状況へのフランスのベトナム侵略は(1) 国家軍事力による生産安定機能の喪失、(2) 文紳への権威付与機能の崩壊として現われる。これは即、村落秩序の崩壊、安定的生産への打撃として現われる。ここに自衛組織を有する文紳層の理念的には国家防衛—現実には村落防衛の反乱が生ずる。

しかしそれは同時に、生産安定が保証されるや大量の回頭一転向状況を生みだす。論者は 1887 年以降の状況から、生産村落の起義の短期性と、非生産的な匪賊層の起義の長期性との対比を分析する。

中越戦争・第三次インドシナ戦争の勃発を経た今日、バンドン会議以来のてばなしの民族運動研究、なかんづく理念的には相対立するものであった民族主義と社会主義との安易な融合を前提とする諸研究は、すでにその歴史的な使命を終っているとはいえないだろうか。再び古い下部構造分析の方法論が新しい皮袋につつまれなければなるまい。

西スマトラにおける反金納税運動 (1908)

大木 昌

この報告で扱われる反金納税運動とは、1847 年以来西スマトラ地方に適用されていたコーヒーの「強制栽培制度」に代わって現金による所得税の導入に対して立ち上った反オランダ蜂起を示す。この蜂起は西スマトラのほぼ全域を巻き込んだ、植民地期を通じて西スマトラ最大規模の反オランダ蜂起である。この蜂起の原因を全納税に対する拒否という側面だけから理解することはできない。なぜなら、新たな所得税の率は 2 パーセントに過ぎず、これは実質的に「強制栽培制度」の負担よりも軽かったからである。さらに、当時ジャワその他の地域に導入されていた税率は西スマトラよりはるかに高かったにもかかわらず、それら地域で西スマトラにおけるような激しい反乱が起らなかったことも経済的原因だけからは説明できない。反金納税運動の動因を探り、その歴史的意義を評価するためには、蜂起の特徴をやや詳しく調べてみる必要がある。

この報告は蜂起の特徴のうち、(1) 蜂起が慣習法首長 (プンフル) の指導のもとに村落ごとに組織された点、(2) 住民の攻撃はオランダ人に対してだけでなく原地人植民地官僚に対しても向けられた点に注目して上記の問題を検討する。後者の特徴から、この蜂起がオランダの植民地体制の総体に対する抵抗運動であったことは充分理解できるが、それとは別に、何故慣習法首長 (「伝統的権威」) がリーダーシップをとり得たのか、という点に蜂起のもう一つの重要な動因と歴史的意義が存すると考える。植民地期インドネシアの他の地域におけるよりも相対的に村落自治が守られてきた西スマトラにおいて、金納税の導入は植民地権力の村落自治に対する重大な脅威として一般住民、特に慣習法首長たちに受け止められたのではないだろうか。蜂起は銃により鎮圧され、社会のリーダーシップはその後新しい植民地エリートへ移行していく。

昭和 55 年度研究大会について

昭和 55 年度春季大会は 6 月 7 日(土)東京学士会館に於いて開催されることとなりました。報告を希望される会員は、4 月上旬までに事務局まで御知らせ下さい。

秋季大会は 10 月 18 日(土), 19 日(日), 鹿児島大学に於いて開催することを予定しております。詳細については追って御知らせいたします。

なお、今年度大会より会場費に充当するため、参加費 500 円を徴収することとなりましたので、併せて御知らせいたします。

昭和 53・54 年度会計報告

本年度は『東南アジア史学会会員著作論文目録』の作成、印刷のため、35 万円余の出費となりましたが、秋期研究大会参加の会員諸氏 50 余名の方々から、早々に 55 年度会費を納入していただきましたお蔭で、印刷代の支払いも無事済ませ、赤字とならずに次年度の会計へ引き継ぐことができました。今後は『著作論文目録』の売上金が、学会の収入となる筈であります。

決算報告書を御覧いただければおわかりの通り、会報や大会出欠通知を印刷し、郵送するだけで、約 20 万円の費用がかかります。大雑把な計算ですが、年間会費 2,000 円の内、半分の 1,000 円がこのための費用になっております。今後共お忘れなく会費の納入をお願い申し上げます。(春または秋の大会で直接御支払い頂くか、郵便振替 京都 41772 東南アジア史学会を御利用下さい。)

秋期研究大会において、懇親会を催しましたが、申込者 40 数名を予定人数として依頼しておいたところ、当日、申込者の 2 割にあたる方々が欠席され、大きな赤字を出してしまいました。懇親会費は学会費とは別会計にしており、従来、残余金は赤字の時の穴埋め費用としてやりくりして参りましたが、今回のような多額の赤字は今までに例がなく、事務局で協議の上、学会費より不足分を補填していただくことになりました。宜しく御了承願います。

昭和 53・54 年度収支決算報告書 東南アジア史学会

(昭和 53. 11. 23 ~ 昭和 54. 12. 31)

I 収 入 の 部

会員会費	403,210
『著作論文目録』売上金	49,400
前年度繰越金	310,236
	762,846

II 支 出 の 部

会報、選挙人名簿等発行費	104,000
大会費	122,581
通信郵送費	80,042
事務雜費	24,620
『著作論文目録』印刷、作成費	352,000
懇親会補填費	17,960
	701,203

III 次年度繰越金

762,846

会計吉川利治

会計監査藤原利一郎

「著作論文目録」について

昨年11月に刊行されました「著作論文目録」は好評で既に70部以上が売れておりますが、未だお持ちでない会員各位は是非御購入いただきますよう御願いいたします。また、本目録はこれから東南アジア史を勉強しようとする学生にとっても恰好の参考文献となるものですので、所属研究機関等にも御備え下さるとともに会員以外の学生にも御勧め下さいますよう御願い申し上げます。

(御申し込みは事務局まで。会員 800円、会員外 1,000円)

カンボジア難民救援資金について

秋季大会会場でカンボジア難民救援資金を募り、30,382円が寄せられました。12月14日、全額をカンボジア難民救済会に届けました。御協力に感謝します。
(桜井)



* * * *

昭和 55 年 3 月 発行

発行者 東南アジア史学会（藤原利一郎）

住 所 〒 606 京都市左京区吉田本町
京都大学文学部東洋史研究室

電 話 (075) 751-211 内線 2790

振 替 京 都 41772 東南アジア史学会